

令和 5 年 2 月 6 日
総務部総務課

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

予防接種に関する証明に係る手数料の計算方法を変更するとともに、建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正に伴い、省エネルギー、再生可能エネルギー利用等を目的とした特例の許可及び認定に係る制度を拡充し、併せて都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等(平成24年12月3日号外国土交通省令第86号)の改正に伴い、住戸ごとの評価区分を廃止し、及び住宅誘導仕様基準の区分に関する規定を追加する必要があるため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和5年第1回定例会に提案する。

2 改正内容

(1) 予防接種に関する証明に係る手数料徴収の件数の計算単位の変更に伴う一部改正

改正理由

予防接種の証明に関する規定を整備するため。

改正内容

別紙「新旧対照表」参照

(第3条第3項第4号)

施行日

公布の日

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び建築物エネルギー消費性能等を定める省令の一部を改正する省令等の改正に伴う一部改正

改正理由

各認定申請における共同住宅等の住戸ごとの評価区分を廃止するとともに、住宅誘導仕様基準の区分を追加する必要があるため。

改正内容

別紙「新旧対照表」参照

(別表第2(第2条関係)、別表第3(第2条関係))

施行日

公布の日

(3) 建築基準法の改正に伴う一部改正

改正理由

省エネ・再生可能エネルギー利用等を目的とした特例許可、認定制度の拡充に伴い、規定の追加及び整備をする必要があるため。

改正内容

別紙「新旧対照表」参照

(別表第 1 (第 2 条関係))

施行日

令和 5 年 4 月 1 日

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号</p> <p>（手数料の名称、額及び徴収時期）</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるところによる。</p> <p>第3条 前条に規定するもののほか、次に掲げる事項の申請者から申請又は申請に係る証明書等の交付の際、手数料を徴収する。 中略</p> <p>（4） 証明については、1通につき、同一人に係る同一事項ごとに1件とする。この場合において、区税に関する証明にあつては1税目、土地又は建物に関する証明にあつては1筆又は1棟をそれぞれ1事項として件数を計算するものとする。</p> <p><u>（5） 前号の規定にかかわらず、本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明（区税に関するものを除く。）については、その人数にかかわらず1通につき1件とする。</u></p> <p>中略</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日等）</u> <u>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u></p>	<p>世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号</p> <p>（手数料の名称、額及び徴収時期）</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるところによる。</p> <p>第3条 前条に規定するもののほか、次に掲げる事項の申請者から申請又は申請に係る証明書等の交付の際、手数料を徴収する。 中略</p> <p>（4） 証明については、1通につき、同一人に係る同一事項ごとに1件とする。この場合において、区税に関する証明にあつては1税目、土地又は建物に関する証明にあつては1筆又は1棟、<u>予防接種に関する証明にあつては1種</u>をそれぞれ1事項として件数を計算するものとする。<u>ただし、区税に関する証明を除き、本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明は、人数にかかわらず1通ごとに1件とする。</u></p> <p><u>新設</u></p> <p>中略</p> <p><u>新設</u></p>

改正後		改正前																	
<p>(1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定及び次項から附則第 4 項までの規定 公布の日</p> <p>(2) 別表第 1 の102の項の次に 1 項を加える改正規定、同表の106の項の次に 1 項を加える改正規定、同表の107の項、109の 2 の項及び109の 3 の項の改正規定、同項の次に 1 項を加える改正規定並びに同表の121の項、122の 2 の項、123の項及び123の 2 の項の改正規定 令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>2 この条例による改正後の第 3 条第 3 項の規定は、平成30年 3 月 6 日から適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 令和 4 年10月 1 日において現に都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号) 第54条第 1 項の認定を受け、又は同法第 53条第 1 項の規定による認定の申請 (同法第55条第 1 項の規定による変更の認定の申請を含む。) がなされている低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請については、この条例による改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 令和 4 年10月 1 日において現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 第35条第 1 項の認定を受け、又は同法第34条第 1 項の規定による認定の申請 (同法第36条第 1 項の規定による変更の認定の申請を含む。) がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請については、この条例による改正後の別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>		<p>新設</p>																	
<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称等</th> <th>額</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ~ 102省</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事務	名称等	額	徴収時期	1 ~ 102省				<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称等</th> <th>額</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ~ 102省</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事務	名称等	額	徴収時期	1 ~ 102省			
事務	名称等	額	徴収時期																
1 ~ 102省																			
事務	名称等	額	徴収時期																
1 ~ 102省																			

改正後					改正前				
略					略				
102の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき	新設				
中略					中略				
106の2	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。	新設				
107	建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。	107	建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
中略					中略				
109の2	建築基準法第58条第1項の	高度地区における建築物の	28,000円	認定申請のとき	109の2	建築基準法第58条の規定に	高度地区における建築物の	28,000円	認定申請のとき

改正後					改正前				
	規定により り 高度地区に関する都市計画において定める建築物の絶対高さ制限に関する特例の認定の申請に対する審査	絶対高さ制限の特例認定申請手数料		き。		よる高度地区に関する都市計画において定める建築物の絶対高さ制限に関する特例の認定の申請に対する審査	絶対高さ制限の特例認定申請手数料		き。
109の3	建築基準法第58条第1項の規定により り 高度地区に関する都市計画において定める建築物の絶対高さ制限に関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の絶対高さ制限の特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。	109の3	建築基準法第58条の規定による る 高度地区に関する都市計画において定める建築物の絶対高さ制限に関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の絶対高さ制限の特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
<u>109の4</u>	<u>建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u>	<u>160,000円</u>	<u>許可申請のとき。</u>	<u>新設</u>				

改正後					改正前				
中略					中略				
121	建築基準法第86条第1項の規定に基づく1の敷地とみなすことによる制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内に <u>おいて建築等を</u> する1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては82,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては82,000円に2を超える建築物の数の29,000円を乗じて得た額を加算した額	認定申請のとき。	121	建築基準法第86条第1項の規定に基づく1の敷地とみなすことによる制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築 <u>される</u> 1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては82,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては82,000円に2を超える建築物の数の29,000円を乗じて得た額を加算した額	認定申請のとき。
中略					中略				
122の2	建築基準法第86条第3項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	一団地内に <u>おいて建築等を</u> する1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては238,000円に2を超える建築物の数の29,000円を乗じて得た額を加算した額	許可申請のとき。	122の2	建築基準法第86条第3項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	一団地内に建築 <u>される</u> 1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては238,000円に2を超える建築物の数の29,000円を乗じて得た額を加算した額	許可申請のとき。
中略					中略				
123	建築基準法第86条の2第1	<u>公告対象区域内</u> の建築物の	建築物の数が1である場合にあって	認定申請のとき。	123	建築基準法第86条の2第1	<u>一敷地内認定建築物以外</u> の	建築物(一敷地内認定建築物を除く。 <u>以</u>	認定申請のとき。

改正後				改正前						
	<p>項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の</p> <p><u>新築又は一敷地内認定建築物の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替(位置又は構造の変更を伴うものに限る。)(次項において「増築等」という。)</u></p> <p>の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>新築又は増築等の認定申請</u>手数料</p>	<p>は82,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては82,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>き。</p>		<p>項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の</p> <p><u>建築</u>の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物の<u>建築</u>認定申請手数料</p>	<p><u>下この項において同じ。)</u>の数が1である場合にあっては82,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては82,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>き。</p>	
123の2	<p>建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の</p> <p><u>新築又は一敷</u></p>	<p><u>公告対象区域内</u>の建築物の<u>新築又は増築等</u>に関する特例許可申請手数料</p>	<p>建築物の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>許可申請のとき。</p>	123の2	<p>建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の</p> <p><u>建築</u>に関する特例許可申請手数料</p>	<p><u>一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築</u>に関する特例許可申請手数料</p>	<p>建築物(<u>一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)</u>の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円</p>	<p>許可申請のとき。</p>	

改正後					改正前				
		地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例の許可の申請に対する審査				の許可の申請に対する審査		に1を超える建築物の数の29,000円を乗じて得た額を加算した額	

別表第2（第2条関係）

事務	名称及び額	徴収時期
第1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申請があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	認定申請のとき。
1 申請に併せ	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を除く）に限る。以下同	4,700円

別表第2（第2条関係）

事務	名称及び額	徴収時期
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申請があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	認定申請のとき。
1 申請に併せ	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を除く）に限る。以下同	4,700円

改正後					改正前					
の認定 の申請 に対する 審査	て区 長が 指定 する 者(以 下「適 合性 確認 機関」 とい う。) が作 成し た都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法 律第 54条 第1 項各 号に 掲げ る基	じ。) (2) 共同 住宅 等(共 同住 宅、長 屋そ の他 一戸 建て 住宅 以外 の住 宅を いう。 以下 同じ。)	削除	削除	削除	の申請 対す る審査	て区 長が 指定 する 者(以 下「適 合性 確認 機関」 とい う。) が作 成し た都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法 律第 54条 第1 項各 号に 掲げ る基	じ。) (2) イ 共同 住宅 等(共 同住 宅、長 屋そ の他 一戸 建て 住宅 以外 の住 宅を いう。 以下 同じ。)	申請戸数が1戸のもの	4,700円
			削除	削除	削除				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上の5戸以下のもの	9,400円
			削除	削除	削除				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000円
			削除	削除	削除				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円
			削除	削除	削除				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円
			削除	削除	削除				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円
			削除	削除	削除				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円
			削除	削除	削除					

改正後					改正前						
準に適合していることを示す書類が提出された場合			削除	削除	準に適合していることを示す書類が提出された場合			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円		
			削除	削除				1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	185,000円		
	削除	イ	住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)	建築物の総戸数が1戸のもの		4,700円	ロ	(イ)	住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)	建築物の総戸数が1戸のもの	4,700円
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		9,400円				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		16,000円				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000円
			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円		

改正後						改正前								
					のもの						のもの			
					建築物の 総戸数が 26戸以上 50戸以下 のもの	45,000 円					建築物の 総戸数が 26戸以上 50戸以下 のもの	45,000 円		
					建築物の 総戸数が 51戸以上 100戸以下 のもの	82,000 円					建築物の 総戸数が 51戸以上 100戸以下 のもの	82,000 円		
					建築物の 総戸数が 101戸以上 200戸以下 のもの	131,000 円					建築物の 総戸数が 101戸以上 200戸以下 のもの	131,000 円		
					建築物の 総戸数が 201戸以上 300戸以下 のもの	170,000 円					建築物の 総戸数が 201戸以上 300戸以下 のもの	170,000 円		
					建築物の 総戸数が 301戸以上 のもの	185,000 円					建築物の 総戸数が 301戸以上 のもの	185,000 円		
				<u>□ 共 用部 分</u> (住	当該部分 の床面積 の合計が	9,300円					<u>(□) 共用 廊下</u>	当該部分 の床面積 の合計が	9,300円	

改正後						改正前								
				宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	300平方メートル以内のもの					等の部分 (住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	300平方メートル以内のもの			
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円		
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え	80,000円					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え	80,000円		

改正後						改正前									
					5,000平方メートル以内のもの						5,000平方メートル以内のもの				
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円			
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円			
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以内のもの	200,000円					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以内のもの	200,000円			

改正後						改正前								
					方メートルを超えるもの						方メートルを超えるもの			
				ハ 非住宅の部分(住戸の部分)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円					(ハ) 非住宅の部分(住戸の部分)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円	
				及び共用部分以外	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円					共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	
				以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円					以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円	

改正後							改正前								
					当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル を超え 5,000平方 メートル 以内のも の	80,000 円								当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル を超え 5,000平方 メートル 以内のも の	80,000 円
					当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル を超え 10,000平 方メート ル以内の もの	126,000 円								当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル を超え 10,000平 方メート ル以内の もの	126,000 円
					当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルを超え 25,000平 方メート	160,000 円								当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルを超え 25,000平 方メート	160,000 円

改正後						改正前					
				ル以内のもの 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000 円					ル以内のもの 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000 円
(3)	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円				(3)	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円			
(1)及び(2)	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円				(1)及び(2)	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円			
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円					建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円			
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円					建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円			
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円					建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円			

改正後					改正前				
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円				建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円				建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
2	1 以外 の 場 合	(1)	一戸建て住宅	誘導仕様基準 (住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)に規定する基準をいう。以下同じ。)による場合	21,000円	(1)	一戸建て住宅	新設	新設
				誘導仕様基準以外による場合	35,000円			新設	35,000円
		(2)	共同	削除	削除	削除	(2)	共同	イ 申請戸数が1戸のもの

改正後					改正前					
		住宅等	削除	削除			住宅等	戸ごとの申請の場合	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上の5戸以下のもの	69,000円
			削除	削除				申請の場合	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
			削除	削除				合	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
			削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
			削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
			削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
			削除	削除					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以	508,000円

改正後							改正前								
					建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	182,000 円								新設	新設
					建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	261,000 円								新設	新設
					建築物の総戸数が201戸以上	340,000 円								新設	新設

改正後										改正前									
							の もの										の もの		
							建 築 物 の 総 戸 数 が 6 戸 以 上 10 戸 以 下 の もの	97,000 円									建 築 物 の 総 戸 数 が 6 戸 以 上 10 戸 以 下 の もの	97,000 円	
							建 築 物 の 総 戸 数 が 11 戸 以 上 25 戸 以 下 の もの	137,000 円									建 築 物 の 総 戸 数 が 11 戸 以 上 25 戸 以 下 の もの	137,000 円	

改正後						改正前									
					建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000 円						建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000 円		
					建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000 円						建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000 円		
					建築物の総戸数が101戸以上200	385,000 円						建築物の総戸数が101戸以上200	385,000 円		

改正後								改正前								
					戸以下のもの								戸以下のもの			
					建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000 円							建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000 円		
					建築物の総戸数が301戸以上のもの	600,000 円							建築物の総戸数が301戸以上のもの	600,000 円		
					<u>口</u> 共用部分	当該部分の床面積の合計が	109,000 円						<u>(口)</u> 共用廊下	当該部分の床面積の合計が	109,000 円	

改正後						改正前									
					300平方メートル以内のもの						等の部分	300平方メートル以内のもの			
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	138,000 円						当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	138,000 円		
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000 円						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000 円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え	280,000 円						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え	280,000 円		

改正後						改正前								
					5,000平方メートル以内のもの						5,000平方メートル以内のもの			
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	359,000 円					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	359,000 円		
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	429,000 円					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	429,000 円		
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	500,000 円					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	500,000 円		

改正後						改正前								
					方メートルを超えるもの						方メートルを超えるもの			
				ハ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000 円					(ハ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000 円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000 円						当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000 円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000 円						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000 円	

改正後						改正前									
					当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル を超え 5,000平方 メートル 以内のも の	546,000 円						当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル を超え 5,000平方 メートル 以内のも の	546,000 円		
					当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル を超え 10,000平 方メート ル以内の もの	670,000 円						当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル を超え 10,000平 方メート ル以内の もの	670,000 円		
					当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルを超え 25,000平 方メート	789,000 円						当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルを超え 25,000平 方メート	789,000 円		

改正後						改正前					
				ル以内のもの						ル以内のもの	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000 円					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000 円
(3)	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	242,000 円				(3)	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	242,000 円			
(1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000 円				(1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000 円			
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000 円					建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000 円			
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000 円					建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000 円			
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000 円					建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000 円			

改正後					改正前					
			建築物の延べ面積が 10,000平方メートルを 超え25,000平方メートル 以内のもの	789,000 円				建築物の延べ面積が 10,000平方メートルを 超え25,000平方メートル 以内のもの	789,000 円	
			建築物の延べ面積が 25,000平方メートルを 超えるもの	900,000 円				建築物の延べ面積が 25,000平方メートルを 超えるもの	900,000 円	
第2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認	都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律第55 条第1 項の規 定に基 づく低 炭素建 築物新 築等計 画の変 更の認 定の申 請に対 する審 査			認定申請	都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律第55 条第1 項の規 定に基 づく低 炭素建 築物新 築等計 画の変 更の認 定の申 請に対 する審 査			
	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)	のとき。								
	1 申請に併せて適合性確認	(1) 一戸建て住宅	3,300円			1 申請に併せて適合性確認	(1) 一戸建て住宅	3,300円		
		(2) 共同住宅等	削除	削除	削除		(2) イ 申請戸数が1戸のもの	3,300円		
			削除	削除	削除		ロ 1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上	6,600円		

改正後				改正前				
機関 が作 成し た都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法 律第 54条 第1 項各 号に 掲げ る基 準に 適合 して いる こと を示 す書 類が 提出 され		削除	削除	機関 が作 成し た都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法 律第 54条 第1 項各 号に 掲げ る基 準に 適合 して いる こと を示 す書 類が 提出 され		の 申 請 の 場 合	5戸以下のもの	
						1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000 円	
		削除	削除			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000 円	
		削除	削除			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000 円	
		削除	削除			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000 円	
		削除	削除			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000 円	
	削除	削除		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000 円			
	削除	削除		1の共同住宅等の	134,000			

改正後					改正前				
た場 合					た場 合			うち同時に申請す る戸数が301戸以 上のもの	円
			イ 住	建築物の			イ (イ)	建築物の	3,300円
			戸の	総戸数が			1	住戸	総戸数が
			部分	1戸のも			の	の部分	1戸のも
				の			の	の	の
				建築物の			建築物の	建築物の	6,600円
				総戸数が			2戸以上	総戸数が	2戸以上
				2戸以上			5戸以下	5戸以下	5戸以下
				5戸以下			のもの	のもの	のもの
				の			の	の	の
				建築物の			建築物の	建築物の	11,000
				総戸数が			6戸以上	総戸数が	6戸以上
				6戸以上			10戸以下	10戸以下	10戸以下
				10戸以下			のもの	のもの	のもの
				の			の	の	の
				建築物の			建築物の	建築物の	19,000
				総戸数が			11戸以上	総戸数が	11戸以上
				11戸以上			25戸以下	25戸以下	25戸以下
				25戸以下			のもの	のもの	のもの
				の			の	の	の
				建築物の			建築物の	建築物の	32,000
				総戸数が			26戸以上	総戸数が	26戸以上
				26戸以上			50戸以下	50戸以下	50戸以下
				50戸以下			のもの	のもの	のもの
				の			の	の	の
				建築物の			建築物の	建築物の	58,000
				総戸数が			26戸以上	総戸数が	26戸以上
				26戸以上			50戸以下	50戸以下	50戸以下
				50戸以下			のもの	のもの	のもの
				の			の	の	の
				建築物の			建築物の	建築物の	58,000
				総戸数が			26戸以上	総戸数が	26戸以上
				26戸以上			50戸以下	50戸以下	50戸以下
				50戸以下			のもの	のもの	のもの
				の			の	の	の

改正後						改正前								
					総戸数が 51戸以上 100戸以下 のもの	円						総戸数が 51戸以上 100戸以下 のもの	円	
					建築物の 総戸数が 101戸以上 200戸以下 のもの	93,000 円						建築物の 総戸数が 101戸以上 200戸以下 のもの	93,000 円	
					建築物の 総戸数が 201戸以上 300戸以下 のもの	122,000 円						建築物の 総戸数が 201戸以上 300戸以下 のもの	122,000 円	
					建築物の 総戸数が 301戸以上 のもの	134,000 円						建築物の 総戸数が 301戸以上 のもの	134,000 円	
				<u>□ 共 用部 分</u>	当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル以 内のもの	6,500円						<u>(□) 共用 廊下 等の 部分</u>	当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル以 内のもの	6,500円
					当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ	11,000 円						当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ	11,000 円	

改正後								改正前							
					一トルを 超え1,000 平方メー トル以内 のもの								一トルを 超え1,000 平方メー トル以内 のもの		
					当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え	18,000 円							当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え	18,000 円	
					2,000平方 メートル 以内のも の								2,000平方 メートル 以内のも の		
					当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル を超え	56,000 円							当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル を超え	56,000 円	
					5,000平方 メートル 以内のも の								5,000平方 メートル 以内のも の		
					当該部分 の床面積 の合計が	88,000 円							当該部分 の床面積 の合計が	88,000 円	

改正後							改正前									
					5,000平方メートルを超え										5,000平方メートルを超え	
					10,000平方メートル以内のもの										10,000平方メートル以内のもの	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え	112,000円									当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え	112,000円
					25,000平方メートル以内のもの										25,000平方メートル以内のもの	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円									当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
				<u>八</u> 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メ	6,500円								<u>(八)</u> 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メ	6,500円

改正後						改正前									
					一トール以内のもの							一トール以内のもの			
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000 円						当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000 円		
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000 円						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000 円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方	56,000 円						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方	56,000 円		

改正後						改正前									
					メートル以内のもの						メートル以内のもの				
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000 円					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000 円			
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000 円					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000 円			
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル	140,000 円					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル	140,000 円			

改正後					改正前							
			ルを超え るもの				ルを超え るもの					
			(3)	建築物の延べ面積が300	6,500円							
			(1)	平方メートル以内のも						(1)	平方メートル以内のも	
			及び	の						及び	の	
			(2)	建築物の延べ面積が300	11,000					(2)	建築物の延べ面積が300	11,000
			以外	平方メートルを超え	円					以外	平方メートルを超え	円
			の建	1,000平方メートル以内						の建	1,000平方メートル以内	
			築物	のもの						築物	のもの	
				建築物の延べ面積が	18,000						建築物の延べ面積が	18,000
	1,000平方メートルを超	円		1,000平方メートルを超	円							
	え2,000平方メートル以			え2,000平方メートル以								
	内のもの			内のもの								
	建築物の延べ面積が	56,000		建築物の延べ面積が	56,000							
	2,000平方メートルを超	円		2,000平方メートルを超	円							
	え5,000平方メートル以			え5,000平方メートル以								
	内のもの			内のもの								
	建築物の延べ面積が	88,000		建築物の延べ面積が	88,000							
	5,000平方メートルを超	円		5,000平方メートルを超	円							
	え10,000平方メートル			え10,000平方メートル								
	以内のもの			以内のもの								
	建築物の延べ面積が	112,000		建築物の延べ面積が	112,000							
	10,000平方メートルを	円		10,000平方メートルを	円							
	超え25,000平方メート			超え25,000平方メート								
	ル以内のもの			ル以内のもの								
	建築物の延べ面積が	140,000		建築物の延べ面積が	140,000							
	25,000平方メートルを	円		25,000平方メートルを	円							
	超えるもの			超えるもの								

改正後				改正前					
2	1 以外 の 場 合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	15,000円	(1) 一戸建て住宅	新設	新設		
			誘導仕様基準以外による場合	18,000円		新設	18,000円		
		(2) 共同住宅等	削除	削除	削除	(2) 共同住宅等	イ	申請戸数が1戸のもの	18,000円
				削除	削除			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上の5戸以下のもの	37,000円
				削除	削除			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	52,000円
				削除	削除			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	74,000円
				削除	削除			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円
				削除	削除			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000円
				削除	削除			1の共同住宅等の	221,000円
				削除	削除				

改正後										改正前											
							の もの														
							建 築 物 の 総 戸 数 が 6 戸 以 上 10 戸 以 下 の もの	40,000 円										新 設	新 設		
							建 築 物 の 総 戸 数 が 11 戸 以 上 25 戸 以 下 の もの	56,000 円											新 設	新 設	
							建 築 物 の 総 戸 数 が 26 戸 以 上	85,000 円											新 設	新 設	

改正後							改正前									
					数が 26戸 以上 50戸 以下 のもの										数が 26戸 以上 50戸 以下 のもの	
					建築 物の 総戸 数が 51戸 以上 100 戸以 下の もの	159,000 円									建築 物の 総戸 数が 51戸 以上 100 戸以 下の もの	159,000 円
					建築 物の 総戸 数が 101 戸以 上 200 戸以 下の もの	221,000 円									建築 物の 総戸 数が 101 戸以 上 200 戸以 下の もの	221,000 円

改正後						改正前										
					建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	291,000 円									建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	291,000 円
					建築物の総戸数が301戸以上のもの	342,000 円									建築物の総戸数が301戸以上のもの	342,000 円
				<u>□ 共用部分</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000 円								<u>(□) 共用廊下等の部分</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000 円
					当該部分の床面積の合計が	72,000 円									当該部分の床面積の合計が	72,000 円

改正後						改正前								
					300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの						300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000 円					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000 円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	156,000 円					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	156,000 円		
					当該部分の床面積	205,000 円					当該部分の床面積	205,000 円		

改正後						改正前							
					の合計が 5,000平方 メートル を超え 10,000平 方メート ル以内の もの						の合計が 5,000平方 メートル を超え 10,000平 方メート ル以内の もの		
					当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルを超え 25,000平 方メート ル以内の もの	247,000 円					当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルを超え 25,000平 方メート ル以内の もの	247,000 円	
					当該部分 の床面積 の合計が 25,000平 方メート ルを超え るもの	290,000 円					当該部分 の床面積 の合計が 25,000平 方メート ルを超え るもの	290,000 円	
				<u>八</u> 非 住宅 の部	当該部分 の床面積 の合計が	123,000 円					<u>(八)</u> 非住 宅の	当該部分 の床面積 の合計が	123,000 円

改正後						改正前								
				分	300平方メートル以内のもの					部分	300平方メートル以内のもの			
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000 円					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000 円		
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000 円					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000 円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え	290,000 円					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え	290,000 円		

改正後						改正前									
					5,000平方メートル以内のもの							5,000平方メートル以内のもの			
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000 円						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000 円		
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000 円						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000 円		
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以内のもの	491,000 円						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以内のもの	491,000 円		

改正後						改正前					
				方メートルを超えるもの					方メートルを超えるもの		
				(3)	建築物の延べ面積が300	123,000					
				(1)	平方メートル以内のも	円					
				及び	の						
				(2)	建築物の延べ面積が300	154,000					
				以外	平方メートルを超え	円					
				の建	1,000平方メートル以内						
				築物	のもの						
					建築物の延べ面積が	198,000					
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	円									
	建築物の延べ面積が	290,000									
				2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	円						
				建築物の延べ面積が	361,000						
				5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	円						
				建築物の延べ面積が	427,000						
				10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	円						
				建築物の延べ面積が	491,000						
				25,000平方メートルを	円						

改正後				改正前			
			超えるもの				超えるもの
<p>備考</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。</p> <p>削除</p>				<p>備考</p> <p>1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。</p> <p>2 <u>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。</u></p>			
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）			
事務	名称及び額		徴収時期	事務	名称及び額		徴収時期
第1、第2省略				第1、第2省略			
第3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		認定申請のとき。	第3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		認定申請のとき。
建築物省エネ法第35条第1	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築			建築物省エネ法第35条第1	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築		

改正後				改正前						
項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)				項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)				
	1	(1)	一戸建て住宅	5,100円		1	(1)	一戸建て住宅	5,100円	
	申請に併せて建築物省エネ法第35条第1項各	(2)	削除	削除		削除	(1)以外の建築物	イ 住	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
				削除		削除			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
				削除		削除			当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
				削除		削除			当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円
	削除	イ 住宅部分(建築物省工	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円		ロ 1	(イ) 住宅部分(建築物省工	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	
		建築物省工	当該住宅部分の床面積の合計が	21,000円		の建築物の申請の場合	建築物省工	当該住宅部分の床面積の合計が	21,000円	

改正後					改正前								
号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定			ネ法第11条第1項に規定する住宅部分をい	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定			ネ法第11条第1項に規定する住宅部分をい	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			
				当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円					当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円		
				当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円					当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円		
				<input type="checkbox"/> 非住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの					9,700円	<input checked="" type="checkbox"/> 非住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
					当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの					16,700円		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
					当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上					27,100円		当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上	27,100円

改正後						改正前					
めるものが提出された場合				2,000平方メートル未満のもの		めるものが提出された場合				2,000平方メートル未満のもの	
				当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円					当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
				当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円					当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
				当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円					当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
				当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円					当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円
2 1 以	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計	20,000円	2 1 以	(1) 一戸建て住宅	新設	新設	新設		

改正後					改正前					
外 の 場 合			が200平方 メートル未 満のもの		外 の 場 合					
			当該一戸建 て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル以 上のもの	22,000円				新設	新設	
		誘導仕様基 準以外によ る場合	当該一戸建 て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル未 満のもの	34,400円				新設	当該一戸建 て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル未 満のもの	34,400 円
			当該一戸建 て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル以 上のもの	38,400円					当該一戸建 て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル以 上のもの	38,400 円
(2)	削除	削除		削除	(2)	イ 住	当該住戸の床面積の合	69,100		
(1)					(1)	戸ご	計が300平方メートル	円		
以					以	との	未満のもの			
外		削除		削除	外	申請	当該住戸の床面積の合	116,000		
の					の	の場	計が300平方メートル	円		
建					建	合	以上2,000平方メート			
築					築	ル未満のもの				

改正後					改正前										
			物	削除					物					当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
				削除										当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
			削除	イ 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円		ロ 1	(イ) 住宅部分	新設	新設			新設
						当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円					新設			新設

改正後							改正前								
					の										
					当該住 宅部分 の床面 積の合 計が 2,000平 方メー トル以 上5,000 平方メ ートル 未満の もの	118,000 円							新設		新設
					当該住 宅部分 の床面 積の合 計が 5,000平 方メー トル以 上のも の	179,000 円							新設		新設
				誘導仕 様基準 以外に	当該住 宅部分 の床面	69,100円							新設	当該住 宅部分 の床面	69,100 円

改正後						改正前									
					よる場合	積の合計が300平方メートル未満のもの						積の合計が300平方メートル未満のもの			
						当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円					当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円		
						当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000	196,000円					当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000	196,000円		

改正後							改正前																					
					号イ (1)に 規定す る屋内 周囲空 間の年 間熱負 荷(以下 「屋内 周囲空 間の年 間熱負 荷」とい う。)の 算出に 用いる べきも のとし て国土 交通大 臣が定 める建 築物を 用いて 評価す る方法 をいう。 第4の	合計が 300平 方メー トル以 上 1,000 平方メ ートル 未満の もの 当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 1,000 平方メ ートル 以上 2,000 平方メ ートル 未満の もの 当該非 住宅部 分の床 面積の	145,700 円							号イ (1)に 規定す る屋内 周囲空 間の年 間熱負 荷(以下 「屋内 周囲空 間の年 間熱負 荷」とい う。)の 算出に 用いる べきも のとし て国土 交通大 臣が定 める建 築物を 用いて 評価す る方法 をいう。 第4の	合計が 300平 方メー トル以 上 1,000 平方メ ートル 未満の もの 当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 1,000 平方メ ートル 以上 2,000 平方メ ートル 未満の もの 当該非 住宅部 分の床 面積の	145,700 円							235,700 円					235,700 円

改正後						改正前											
					部にお いて同 じ。)に よる場 合	合計が 2,000 平方メ ートル 以上 5,000 平方メ ートル 未満の もの						部にお いて同 じ。)に よる場 合	合計が 2,000 平方メ ートル 以上 5,000 平方メ ートル 未満の もの				
						当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 5,000 平方メ ートル 以上 10,000 平方メ ートル 未満の もの	309,000 円					当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 5,000 平方メ ートル 以上 10,000 平方メ ートル 未満の もの	309,000 円				
						当該非 住宅部 分の床 面積の	371,000 円					当該非 住宅部 分の床 面積の	371,000 円				

改正後							改正前										
					合計が 10,000 平方メ ートル 以上 25,000 平方メ ートル 未満の もの										合計が 10,000 平方メ ートル 以上 25,000 平方メ ートル 未満の もの		
					当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 25,000 平方メ ートル 以上の もの	435,000 円									当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 25,000 平方メ ートル 以上の もの	435,000 円	
				標準入 力法等 (実際 の設計 仕様の 条件を 基に算 定した	当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル未	227,100 円									標準入 力法等 (実際 の設計 仕様の 条件を 基に算 定した	当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル未	227,100 円

改正後					改正前												
				一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。第4の部及び備考第2項において同じ。)による場合	満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400 円					一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。第4の部及び備考第2項において同じ。)による場合	満のもの 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400 円				
					当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル	367,100 円						当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル	367,100 円				

改正後							改正前									
						未満のもの									未満のもの	
						当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700 円								当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700 円
						当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	646,000 円								当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	646,000 円

改正後							改正前																				
						未満のもの										未満のもの											
						当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円									当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円										
						当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円									当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円										
第4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料					変更									第4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料					変更						

改正後				改正前						
建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)			認定申請のとき。	建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)			認定申請のとき。	
	1	(1)	一戸建て住宅	3,700円		1	(1)	一戸建て住宅	3,700円	
	申請に併せて建築物省エネ法	(2)	削除	削除		削除	(2)	イ 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
		(1)以外の建築物	削除	削除		削除	(1)以外の建築物	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円	
			削除	削除		削除		当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円	
		削除	削除	削除		当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル	57,000円			

改正後				改正前						
第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類	削除	イ 住宅部分	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円	第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類	□ 1 の建築物の申請の場合	(イ) 住宅部分	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円	
			当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円				当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円	
			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円				当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円	
			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円				当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円	
	削除	□ 非住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円		第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類	□ 1 の建築物の申請の場合	(ロ) 非住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	11,800円					当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	11,800円

改正後					改正前				
として 区長が 定める ものが 提出さ れた場 合	トル以上1,000 平方メートル未 満のもの				トル以上1,000 平方メートル未 満のもの				
	当該非住宅部分 の床面積の合計 が1,000平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満のもの	19,100円			当該非住宅部分 の床面積の合計 が1,000平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満のもの	19,100 円			
	当該非住宅部分 の床面積の合計 が2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満のもの	56,400円			当該非住宅部分 の床面積の合計 が2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満のもの	56,400 円			
	当該非住宅部分 の床面積の合計 が5,000平方メ ートル以上 10,000平方メ ートル未満のもの	90,000円			当該非住宅部分 の床面積の合計 が5,000平方メ ートル以上 10,000平方メ ートル未満のもの	90,000 円			
	当該非住宅部分 の床面積の合計 が10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満のもの	113,000 円			当該非住宅部分 の床面積の合計 が10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満のもの	113,000 円			
	当該非住宅部分	141,000			当該非住宅部分	141,000			

改正後					改正前									
				の床面積の合計 が25,000平方メ ートル以上のも の	円				の床面積の合計 が25,000平方メ ートル以上のも の	円				
2 1 以 外 の 場 合	(1) 一戸 建て住宅	誘導仕様基 準による場 合	当該一戸建	14,000円	新設	新設	新設	新設	新設	新設				
			て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル未 満のもの											
			当該一戸建	15,000円										
			て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル以 上のもの											
		誘導仕様基 準以外によ る場合	当該一戸建	24,200円										
			て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル未 満のもの											
			当該一戸建	27,000円										
			て住宅の床 面積の合計 が200平方 メートル以 上のもの											

改正後					改正前				
	(2) (1)以外の建築物	削除	削除	削除					
			削除	削除					
			削除	削除					
			削除	削除					
		削除	イ 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円			
			当該住宅部分の床面積の合計が300	46,000円					
	(2) (1)以外の建築物	イ 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円					
			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円					
			当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円					
			当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円					
		ロ 1 (イ) の建築物の申請の場合	住宅部分	新設	新設	新設			
						新設	新設		

改正後						改正前						
					トル以上のもの							
				誘導仕様基準以外による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円				新設	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
					当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円					当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
					当該住宅部分の床面積	138,000円					当該住宅部分の床面積	138,000円

改正後						改正前									
					積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの						積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				
					当該住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	197,000 円					当該住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	197,000 円			
				<input type="checkbox"/> 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未	61,100円				<input type="checkbox"/> 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未	61,100 円	

改正後						改正前									
					満のもの						満のもの				
					当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円					当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円			
					当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル	102,100円					当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル	102,100円			

改正後						改正前									
					未満のもの						未満のもの				
					当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100 円					当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100 円			
					当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	216,000 円					当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	216,000 円			

改正後						改正前									
					未満のもの						未満のもの				
					当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円					当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円			
					当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円					当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円			
				標準入力法等	当該非住宅部	159,100円					標準入力法等	当該非住宅部	159,100円		

改正後						改正前												
					による 場合	分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル未 満のも の						による 場合	分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル未 満のも の					
						当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル以 上 1,000 平方メ ートル 未満の もの	199,200 円						当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル以 上 1,000 平方メ ートル 未満の もの	199,200 円				
						当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 1,000	257,100 円						当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 1,000	257,100 円				

改正後							改正前								
						平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの									平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの
						当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000 円								当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
						当該非住宅部分の床面積の合計が25,000	610,000 円								当該非住宅部分の床面積の合計が25,000

改正後						改正前							
					平方メートル以上のもの						平方メートル以上のもの		
第5	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料					認定申請のとき。	第5	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料					認定申請のとき。
建築物省エネ法第41条	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額						建築物省エネ法第41条	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額					
第2	1	(1)	一戸建て住宅			5,100円	第2	1	(1)	一戸建て住宅			5,100円
項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定	申請に併せて建築物省エネ法第2条	(2)	イ	住宅部分	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	(2)	イ	住宅部分	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円		
					当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円				当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円		
					当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円				当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円		
					当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円				当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円		
					当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円				当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円		
		ロ	非住宅			9,700円			ロ	非住宅			9,700円

改正後					改正前				
定の申請に対する審査	第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合	部分	一 トル未満のもの		定の申請に対する審査	第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合	部分	一 トル未満のもの	
			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円				当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円				当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
			当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円				当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
			当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円				当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
			当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円				当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
			当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円				当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円

改正後								改正前								
		していることを示す書類として区長が定めるものが提出された								していることを示す書類として区長が定めるものが提出された						

改正後					改正前				
場合					場合				
2 1 以外 の 場 合	(1) 一 戸 建 て 住 宅	<u>性能基準</u> <u>(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)</u> <u>による場合</u>	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	2 1 以外 の 場 合	(1) 一 戸 建 て 住 宅	<u>イ性能基準</u> <u>(省令第1条第1項第2号イ(1)()及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)</u> <u>による場合</u>	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円
			当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円				当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円
			<u>モデル住宅</u>	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方				17,700円	<u>ロモデル</u>

改正後				改正前			
			<p><u>法</u> <u>(省</u> <u>令第</u> <u>1条</u> <u>第1</u> <u>項第</u> <u>2号</u> <u>イ</u> <u>(2)</u> <u>及び</u> <u>同号</u> <u>ロ</u> <u>(2)</u> <u>に定</u> <u>める</u> <u>基準</u> <u>をい</u> <u>う。)</u> <u>によ</u> <u>る場</u> <u>合</u></p>	<p>メートル未満のもの 当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	19,100円		
			<p><u>仕様基</u> <u>準</u> <u>(省</u> <u>令第</u> <u>1条</u></p>	<p>当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方</p>	17,700円 19,100円		
			<p><u>住宅</u> <u>法</u> <u>(省</u> <u>令第</u> <u>1条</u> <u>第1</u> <u>項第</u> <u>2号</u> <u>イ</u> <u>(2)</u> <u>(</u> <u>)</u> <u>及</u> <u>び同</u> <u>号ロ</u> <u>(2)</u> <u>に定</u> <u>める</u> <u>基準</u> <u>をい</u> <u>う。)</u> <u>によ</u> <u>る場</u> <u>合</u></p>	<p>メートル未満のもの 当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	19,100円		
			<p><u>ハ</u> <u>仕</u> <u>様基</u> <u>準</u> <u>(省</u> <u>令第</u></p>	<p>当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方</p>	17,700円 19,100円		

改正後					改正前								
			第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。)	メートル以上のもの				1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。)	メートル以上のもの				
	(2)	イ	住宅部分	性能基準	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円		(2)	イ	住宅部分	(イ)性能基準	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
	(1)以外			((1)以外					

改正後					改正前						
の 建 築 物			<p><u>省</u> <u>令</u> <u>第</u> <u>1</u> <u>条</u> <u>第</u> <u>1</u> <u>項</u> <u>第</u> <u>2</u> <u>号</u> <u>イ</u> <u>(1)</u> <u>)</u><u>及</u> <u>び</u> <u>同</u> <u>号</u> <u>ロ</u> <u>(1)</u> <u>)</u><u>又</u> <u>は</u> <u>同</u> <u>項</u> <u>第</u> <u>3</u> <u>号</u> <u>に</u> <u>定</u></p>	<p>当該住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のも の</p>	116,000 円	の 建 築 物			<p><u>準</u> <u>(</u> <u>省</u> <u>令</u> <u>第</u> <u>1</u> <u>条</u> <u>第</u> <u>1</u> <u>項</u> <u>第</u> <u>2</u> <u>号</u> <u>イ</u> <u>(1)</u> <u>)</u> <u>(</u> <u>若</u> <u>し</u> <u>く</u> <u>は</u> <u>(</u> <u>)</u> <u>及</u> <u>び</u> <u>同</u> <u>号</u></p>	<p>当該住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のも の</p>	116,000 円
				<p>当該住宅部分の 床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満のも の</p>	196,000 円					<p>当該住宅部分の 床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満のも の</p>	196,000 円
				<p>当該住宅部分の 床面積の合計が 5,000平方メート ル以上のもの</p>	281,000 円					<p>当該住宅部分の 床面積の合計が 5,000平方メート ル以上のもの</p>	281,000 円

改正後					改正前					
				める基準をいう。以下同じ。による場合					ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。による場合	
				フロア 当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円				(ロ) 当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円

改正後					改正前												
				<p><u>法</u> <u>(</u> <u>省</u> <u>令</u> <u>第</u> <u>1</u> <u>条</u> <u>第</u> <u>1</u> <u>項</u> <u>第</u> <u>2</u> <u>号</u> <u>イ</u> <u>(2)</u> <u>)</u> <u>及</u> <u>び</u> <u>同</u> <u>号</u> <u>ロ</u> <u>(2)</u> <u>)</u> <u>に</u> <u>定</u> <u>め</u> <u>る</u> <u>基</u> <u>準</u> <u>を</u></p>	<p>当該住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のも の</p>	58,000円					<p><u>入</u> <u>力</u> <u>法</u> <u>(</u> <u>省</u> <u>令</u> <u>第</u> <u>1</u> <u>条</u> <u>第</u> <u>1</u> <u>項</u> <u>第</u> <u>2</u> <u>号</u> <u>イ</u> <u>(2)</u> <u>)</u> <u>(</u> <u>）</u> <u>及</u> <u>び</u> <u>同</u> <u>号</u> <u>ロ</u> <u>(2)</u> <u>)</u> <u>に</u> <u>定</u></p>	<p>当該住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のも の</p>	58,000 円				
				<p>当該住宅部分の 床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満の もの</p>	104,000 円					<p>当該住宅部分の 床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満の もの</p>	104,000 円						
				<p>当該住宅部分の 床面積の合計が 5,000平方メー トル以上のもの</p>	157,000 円					<p>当該住宅部分の 床面積の合計が 5,000平方メー トル以上のもの</p>	157,000 円						

改正後						改正前									
				い う。 以 下 同 じ 。) に よ る 場 合						め る 基 準 を い う 。) に よ る 場 合					
				仕 様 基 準 に よ る 場 合	当該住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	33,100円				(ハ) 仕 様 基 準 に よ る 場 合	当該住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	33,100 円			
					当該住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のも の	58,000円						当該住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のも の	58,000 円		
					当該住宅部分の 床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000平 方メートル未満の	104,000 円						当該住宅部分の 床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000平 方メートル未満の	104,000 円		

改正後					改正前					
				もの					もの	
				当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000 円				当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000 円
			口 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円			(イ) 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100 円
					当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700 円			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700 円
					当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700 円			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700 円
					当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700 円			当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700 円
					当該非住宅部分	309,000			当該非住宅部分	309,000

改正後					改正前					
				の床面積の合計 が5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの	円				の床面積の合計 が5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの	円
				当該非住宅部分 の床面積の合計 が10,000平方メ ートル以上 25,000平方メー トル未満のもの	371,000 円				当該非住宅部分 の床面積の合計 が10,000平方メ ートル以上 25,000平方メー トル未満のもの	371,000 円
				当該非住宅部分 の床面積の合計 が25,000平方メ ートル以上のもの	435,000 円				当該非住宅部分 の床面積の合計 が25,000平方メ ートル以上のもの	435,000 円
			<u>標準 入力 法等 による 場合</u>	当該非住宅部分 の床面積の合計 が300平方メー トル未満のもの	227,100 円			<u>(口) 標準 入力 法等 による 場合</u>	当該非住宅部分 の床面積の合計 が300平方メー トル未満のもの	227,100 円
				当該非住宅部分 の床面積の合計 が300平方メー トル以上1,000平方 メートル未満の もの	284,400 円				当該非住宅部分 の床面積の合計 が300平方メー トル以上1,000平方 メートル未満の もの	284,400 円
				当該非住宅部分 の床面積の合計	367,100 円				当該非住宅部分 の床面積の合計	367,100 円

改正後						改正前								
					が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの						が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			
					当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700 円					当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700 円		
					当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000 円					当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000 円		
					当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000 円					当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000 円		
					当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000 円					当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000 円		

第6省略

第6省略

改正後	改正前
備考 1 ~ 5 省略	備考 1 ~ 5 省略
<p>6 特定建築行為（<u>建築物省エネ法</u>第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に該当する増築又は改築（<u>建築物省エネ法</u>附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。</p>	<p>6 特定建築行為（<u>法</u>第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に該当する増築又は改築（<u>法</u>附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。</p>
<u>削除</u>	<p><u>7 向上計画認定申請手数料等について、1の建築物の申請の場合の</u>手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、<u>当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。</u></p>
<u>削除</u>	<p><u>8 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の</u>手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。</p>
<u>削除</u>	<p><u>9 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の</u>手数料の額は、<u>当該非住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。</u></p>
<p><u>7</u> 建築物省エネ法第34条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。</p>	<p><u>10</u> 建築物省エネ法第34条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。</p>
<p><u>8</u> 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場</p>	<p><u>11</u> 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場</p>

改正後	改正前
<p>合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。</p> <p>9 他の建築物について、建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第1の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p>10 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第2の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p>削除</p> <p>11 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（<u>誘導仕様基準以外による場合に係るものに限る。</u>）、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（<u>誘導仕様基準以外による場合に係るものに限る。</u>）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（<u>性能基準又はフロア入力法による場合に係るものに限る。</u>）において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定の申請に係る床面積から当該共同住宅</p>	<p>合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。</p> <p>12 他の建築物について、建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第1の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p>13 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第2の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p>14 <u>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。</u></p> <p>15 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p>

改正後	改正前
<p>の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p> <p>12 <u>共同住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（誘導仕様基準による場合に係るものに限る。）</u>を行う場合又は共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（<u>仕様基準又は誘導仕様基準による場合に係るものに限る。</u>）を行う場合の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p>	<p>16 <u>省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により</u>共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請を行う場合の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p>